

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行う。（第十三条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）